〇夜間等特殊業務手当

• 概要

- (1) 夜間等特殊業務手当は、附属の寄宿舎を有する小学校又は中学校に勤務する教育職員が、正規の勤務時間 以外の時間において寄宿舎に宿泊する児童、生徒の指導監督及び寄宿舎等の管理を行う場合で、勤務1回が 5時間以上に及ぶ業務に従事したときに支給される。
- (2) 手当額 勤務1回につき6,100円
- (3) 1月に79,500円を限度とする。

• 関係法令等

- (1) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 第8条第5項
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例 第21条
- (3) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 第18条
- (4) 特殊勤務手当の支給に関する運用基準の制定について

•事務処理

| 時 期 | | 処 | 理 | 内 | 容 | | |
|------|---------|--------------------------|---------|----------|-----|--|--|
| 帳簿記入 | 特殊勤務実績簿 | 特殊勤務実績簿(第2号様式(その1))に記入する | | | | | |
| 報告 | 例月実績通知書 | 例月実績通知書2を作成し、教育事務所へ提出する | | | | | |
| 支給 | 勤務した月の翌 | 月の給与支給日 | に支給する。糸 | 合与等領収書を確 | 認する | | |

以下余白